

結婚・移住・定住を支援します

申問シティプロモーション課 ☎0176-51-6712

申請の要件は掲載した事項以外にもありますので、市ホームページをご覧ください。お問い合わせください。

1 結婚支援事業

1 については
こちらから▶



2 については
こちらから▶



❖ ウェディングメモリアル事業補助金

市内に住む新婚世帯に対し、結婚式などの費用の一部を補助します。

補助対象世帯	補助対象経費	補助対象期間	補助率	補助金額（上限）
次の全てに該当する世帯 ▶令和7年4月1日から令和9年3月31日までに婚姻し、夫婦共に本市に住所を有していること▶夫婦共に婚姻日における年齢が39歳以下であること	市内事業者を利用し、補助対象期間内に実施・購入した次の費用を合算した額 ▶結婚式（披露宴）、フォトウェディングのいずれかまたは両方	令和8年4月1日 ～ 令和9年3月31日	補助対象経費の3分の2	30万円

❖ 結婚新生活支援事業補助金

市内に住む新婚世帯に対し、婚姻に伴う住宅取得などの費用を補助します。

補助対象世帯	補助対象経費	補助対象期間	補助金額（上限）
次の全てに該当する世帯 ▶令和8年1月1日から令和9年2月28日までに婚姻し、夫婦共に本市に住所を有していること▶夫婦共に婚姻日における年齢が39歳以下であること▶世帯所得500万円未満であること▶ライフデザイン講座などを受講すること	婚姻に伴い、補助対象期間内に支払った次の費用を合算した額 ▶住宅取得費用（建物の建築・購入費）▶住宅リフォーム費用▶新規の住宅賃借費用▶引っ越し費用	令和8年4月1日 ～ 令和9年2月28日	㊦夫婦共に29歳以下の世帯 60万円 ㊦以外の世帯 30万円

❖ あおもりマッチングシステム利用登録料補助金

市内に住む結婚を希望する人に対し、あおもりマッチングシステム「AIであう」利用登録料の一部を補助します。

補助対象経費	補助率	補助金額（上限）
利用登録料	補助対象経費の2分の1	5,000円

2 移住・定住支援事業

❖ 移住・定住住宅取得支援事業補助金

若年・子育て世帯で令和9年3月31日までに取得した住宅に入居する人に対し、住宅取得費用の一部を補助します。

補助対象経費	補助率	補助金額（上限）
新築住宅の建築費・購入費	補助対象経費の2分の1	100万円
中古住宅の購入費		50万円

若年世帯…申請者または配偶者が40歳未満の世帯
子育て世帯…妊婦または18歳未満の子がいる世帯

❖ 地方就職学生支援金

東京圏（東京都・埼玉県・千葉県・神奈川県）の大学などを卒業後、本市に移住し、県内事業所への就業などの要件を満たした人に対し、本市への移住に要した経費の一部を補助します。

補助対象経費	補助金額（上限）
移住に要した経費	108,000円

❖ 移住支援金

東京圏から本市に移住し、青森県公式就職情報サイト「あおもりジョブ」に移住支援金の対象として掲載されている求人企業に就業した人などに対し、支援金を支給します。

補助対象区分	支援金の額	
单身	60万円	
世帯	100万円	18歳未満の子1人につき100万円を加算

❖ 医療・福祉職子育て世帯移住支援金

県外から18歳未満の子と本市に移住し、医療・福祉職に就業または資格取得のために就学した人などに対し、支援金を支給します。

補助対象区分	支援金の額	
世帯	100万円	ひとり親世帯は100万円を加算
		18歳未満の子1人につき100万円を加算